

営業秘密管理指針改訂の概要

経済産業省 知的財産政策室

室長補佐 弁護士・弁理士 黒川直毅

自己紹介

略歴

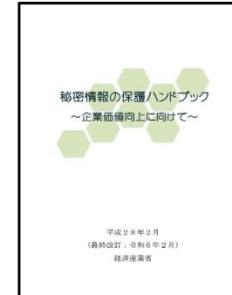
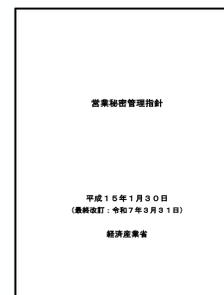
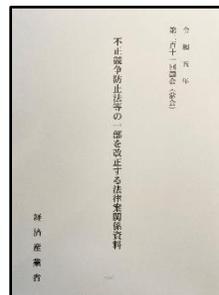
- 北海道大学法科大学院修了
- 2022年4月から、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室にて執務を行い、2023年改正不正競争防止法の改正作業や、営業秘密管理指針、限定提供データに関する指針、秘密情報の保護ハンドブック、逐条解説不正競争防止法等の改訂作業に従事

著書・論文等

共著「『営業秘密管理指針』改訂の概要」（NBL1290号）

共著「令和5年不正競争防止法改正の概要」（NBL1250号）

拙著「ランプシェードの立体的形状について商標法3条2項該当性を肯定した事例」（知的財産法政策学研究66号）



経済産業省知的財産政策室
室長補佐
弁護士・弁理士

黒川 直毅

等

不正競争防止法

本日の講演内容

本日の講演内容

1. 営業秘密の持ち出しが注目を集めている背景
2. 不正競争防止法における営業秘密とは
3. 営業秘密管理指針について

営業秘密管理指針

平成15年1月30日
(最終改訂：令和7年3月31日)

経済産業省

01. 営業秘密の持ち出しが注目を集めている背景

近時の営業秘密流出事件

● 寿司チェーン営業秘密流出事件

【事案の概要】

- 大手回転寿司チェーンの元幹部甲が、大手ライバル会社に顧問として転職（その後、代表取締役就任）
- 元幹部甲は、転職元の営業秘密である商品の原価等に関するデータを領得し、このデータをライバル会社内で開示
- 転職先の大手ライバル会社の従業員（商品本部商品部長）乙は、元幹部甲から当該営業秘密を取得し、その後、当該営業秘密を開示・使用

【有罪判決】

- 元幹部甲：**懲役3年（執行猶予4年）・罰金200万円**（東京地判令和5・5・31令和4（特わ）2148）
- 転職先の従業員乙：**懲役2年6月（執行猶予4年）・罰金100万円**
（東京地判令和6・2・26令和4（特わ）2148号、東京高判令和6・10・9令和6（う）743）
- 転職先の大手ライバル会社：**罰金3,000万円**
（前掲東京地判令和6・2・26日、前掲東京高判令和6・10・9）

近時の営業秘密流出事件

● 国立研究開発法人の営業秘密流出事件

【事案の概要】

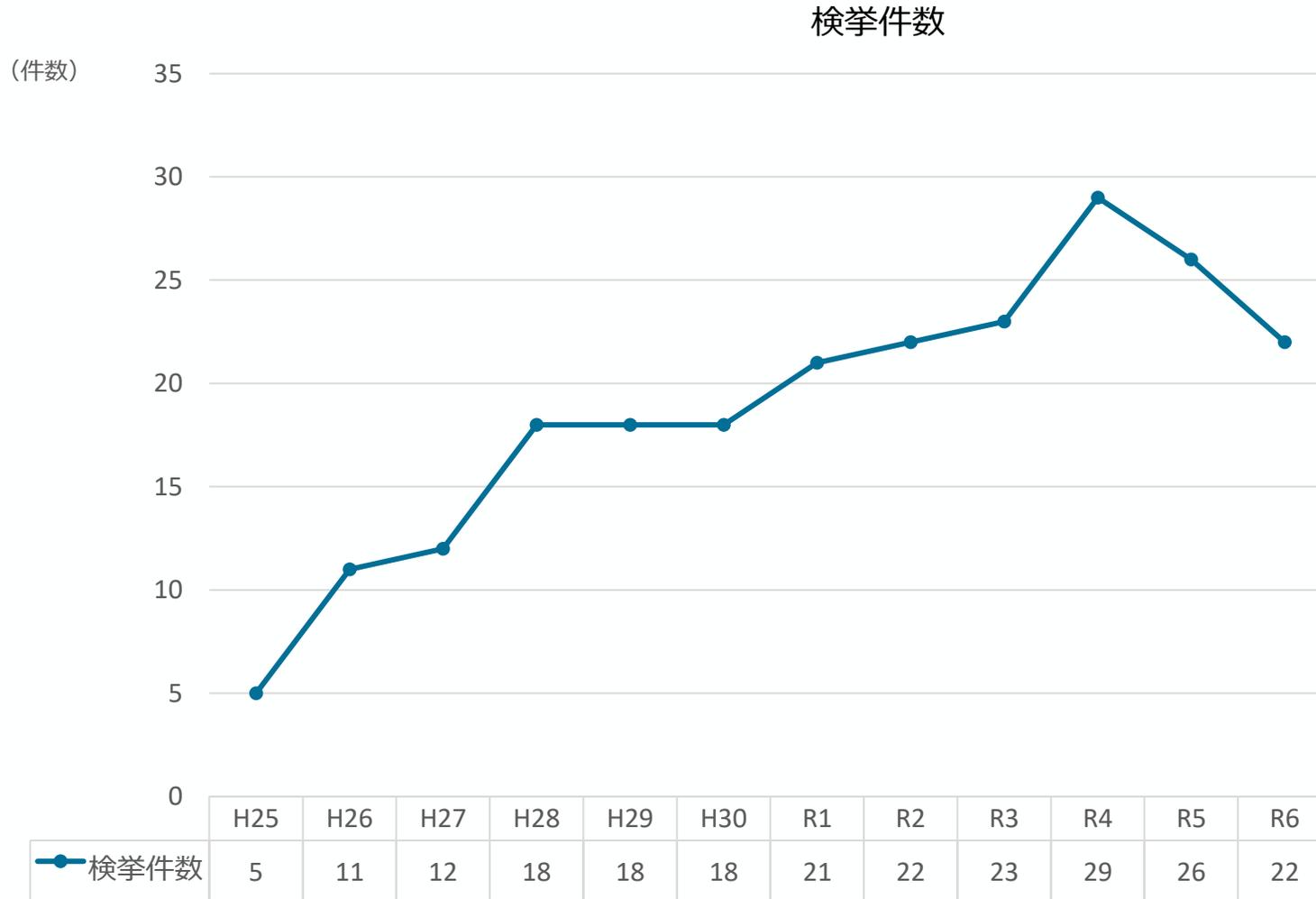
- ✓ 国立研究開発法人の元研究員が、同法人の営業秘密であるフッ素化合物の合成技術に関する研究データを中国企業にメールで送信
- ✓ 研究データの提供を受けた中国企業は、約1週間後に中国で類似する内容について特許を出願（当該元研究員も発明者として記載あり）

【有罪判決】（第一審）（東京地判令和7・2・25令和5特（わ）1278）

- ✓ **懲役2年6月（執行猶予4年）・罰金200万円**

近年の営業秘密侵害事犯の検挙状況

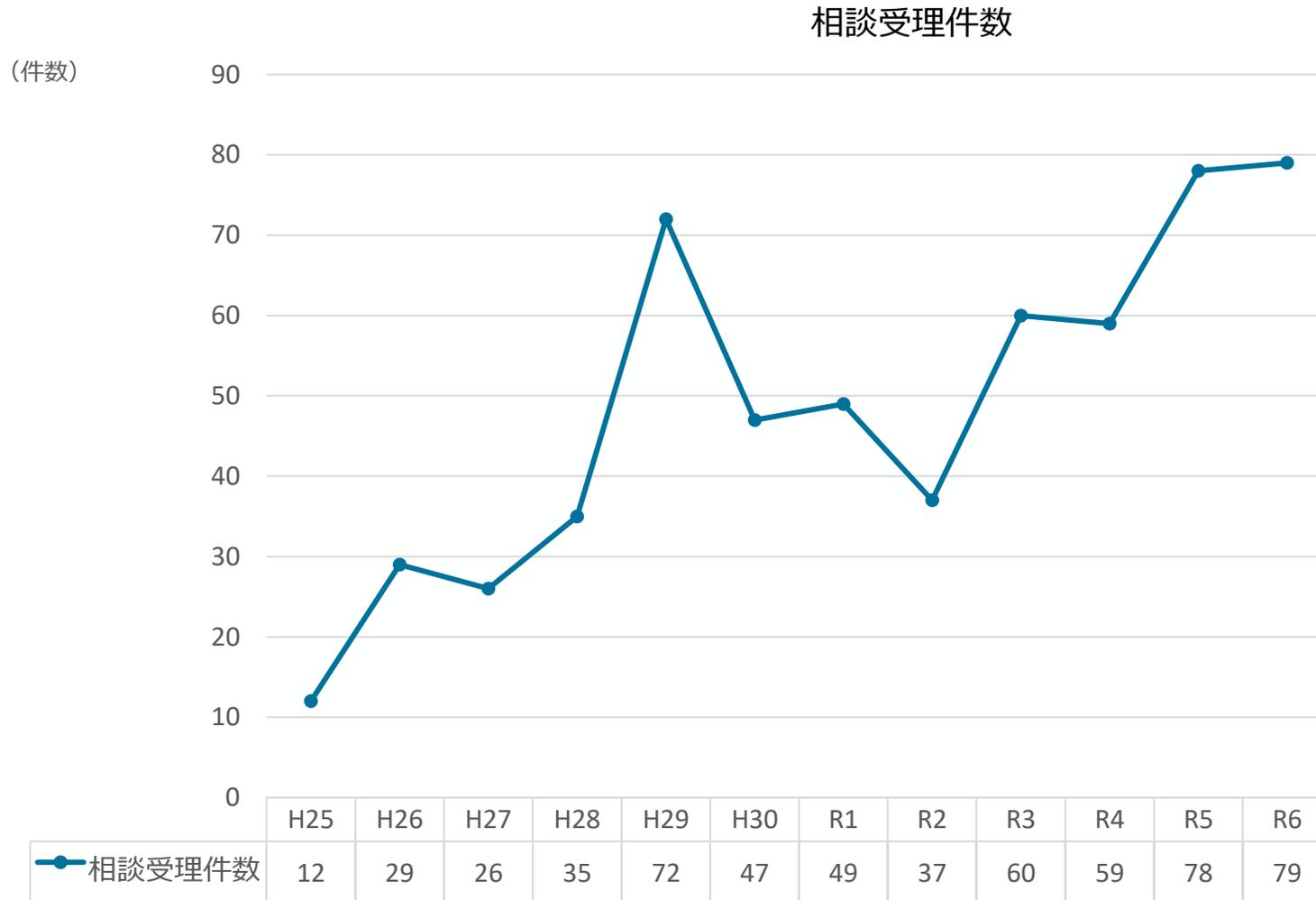
● 営業秘密侵害事犯の検挙件数は年々増加



警察庁「令和6年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づいて、経産省作成

近年の営業秘密侵害事犯の相談受理件数

● 営業秘密侵害事犯の相談受理件数も年々増加



警察庁「令和6年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づいて、経産省作成

近時の営業秘密関係民事訴訟（全国地裁第一審）事件の新受件数

● 営業秘密関係民事訴訟（全国地裁第一審）事件の新受件数も年々増加

年次	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
新受件数	33	35	54	36	48

近年の営業秘密侵害事犯の検挙状況

● 検挙件数が増えている背景



従業員のアクセスログを取得することが容易にできるようになり、従業員による営業秘密の不正取得を証明することが容易になってきた

(営業秘密の持ち出し事案が増えている (持ち出しやすくなっている) 可能性も否定できないが・・・)

営業秘密漏えいの実態

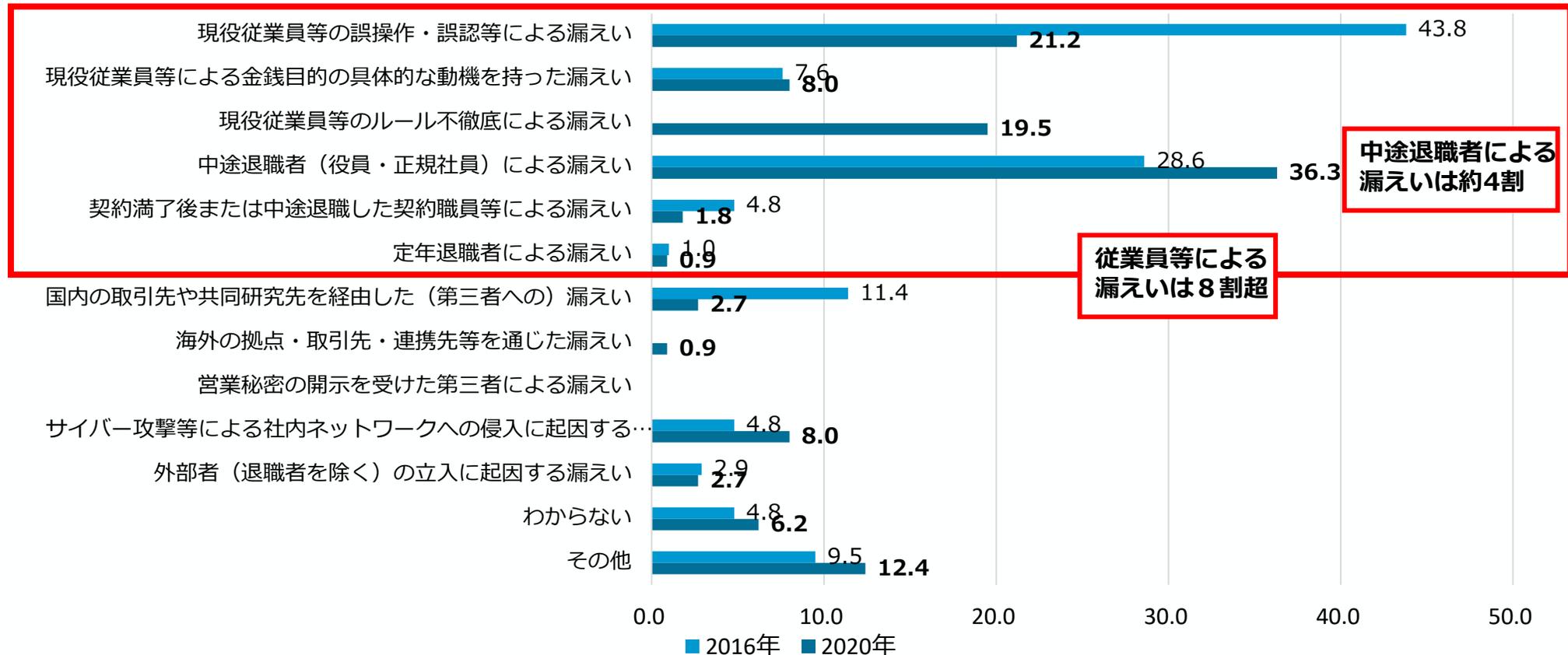
● 「内部不正による情報漏えい等」が上位（第4位）

順位	「組織」向け脅威	初選出年	10大脅威での取り扱い (2016年以降)
1位	ランサムウェアによる被害	2016年	10年連続10回目
2位	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃	2019年	7年連続7回目
3位	システムの脆弱性を突いた攻撃	2016年	5年連続8回目
4位	内部不正による情報漏えい等	2016年	10年連続10回目
5位	機密情報等を狙った標的型攻撃	2016年	10年連続10回目
6位	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃	2021年	5年連続5回目
7位	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃	2025年	初選出
8位	分散型サービス妨害攻撃（DDoS攻撃）	2016年	5年ぶり6回目
9位	ビジネスメール詐欺	2018年	8年連続8回目
10位	不注意による情報漏えい等	2016年	7年連続8回目

営業秘密漏洩の実態

● 従業員・役員（現職・退職者）を通じた漏えいが8割超

営業秘密の漏えいルート（経年比較）



（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「企業における営業秘密管理に関する実態調査」（令和3年3月）に基づいて、経済産業省作成

02.不正競争防止法における営業秘密とは

「営業秘密」ってどんな情報？

- 企業・研究機関などにとって重要な、秘密としたい情報が「営業秘密」

企業や研究機関などが、**営業活動や研究・開発から生み出した様々な情報**

営業情報

- ・ 顧客名簿
- ・ 接客マニュアル



技術情報

製造方法・設計図面・金型



企業などでは、自社の優位を確立するために、**このような情報を秘密にすることがある。**

企業などが秘密にしたい情報は
「営業秘密」 になりうる！



秘密である
ことに
価値がある!!

より細かい条件は、次のページで

3つの条件を満たせば、「営業秘密」

1 非公知性

一般には知られていない情報。

具体例

- ・企業・研究機関等の限られた関係者だけが知っている情報。
- ・刊行物・インターネットなどで、簡単に入手できない情報。



3つの条件を
全て満たすことが重要！

2 有用性

脱税、有害物質の垂れ流し等の反社会的な内容ではなく、企業等にとって広い意味で役立つ情報。



「失敗した実験データ」も含まれる

3 秘密管理性

従業員、取引先関係者等の情報に接する人が、秘密情報と認識できるように管理されている情報。

管理の具体例

- ・「[秘]」「社内限り」等の表示
- ・情報へのアクセス権の設定、施錠ロッカーでの保管
- ・「無断持ち出し禁止」、「関係者以外立ち入り禁止」の表示
- ・秘密保持契約の締結、誓約書の取り交わし
- ・就業規則など社内ルールの作成・周知
- ・情報の管理・取扱いに関する研修の実施



「してはいけないこと！」ってどんなこと？

● 企業等の「営業秘密」の不正な①取得、②開示、③使用

01 取得

例 転職先に持ち込むために勤務先の営業秘密を私用のハードディスクにコピー

※「正当な業務」、「正当な目的」の場合はOK。

例 在宅勤務などのために、上司の許可を得て、営業秘密を自宅に持ち帰る



02 開示 (漏えい)

例1 報酬目当てで勤務先の営業秘密を他社等にメールで送信

例2 かつての勤務先の営業秘密を転職先で利用しているクラウド上に保存し、社内共有



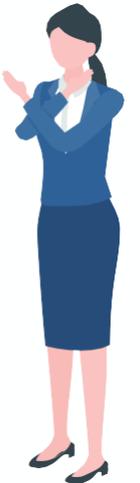
03 使用

例1 不正に取得した他社の営業秘密（例：原価情報、仕入れ先情報）を用いて資料を作成する

例2 かつての勤務先の営業秘密（例：顧客リスト）を用いて売り込みをかける



これらの行為は、
「不正競争防止法違反」
になる場合もあります！



営業秘密侵害をしてしまったらどうなるの？

刑事罰・民事責任を負います・・・

\\ 悪質な場合 //

刑事罰

- 10年以下の拘禁刑
- 2,000万円以下の罰金
(海外使用等は3,000万円以下)



実際の判決の例

懲役5年、罰金300万円(2015年・東京地裁)

※2015年時点では懲役

\\ 企業の実害には //

民事責任

- 損害賠償等

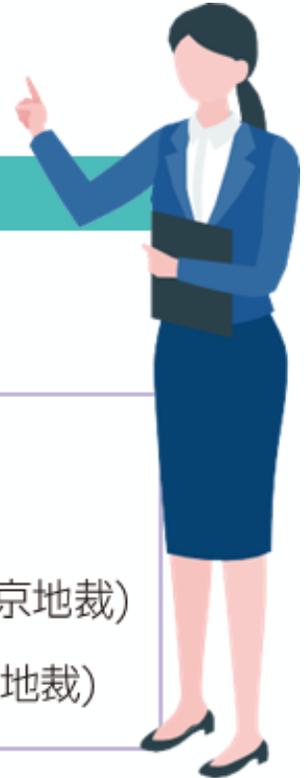


実際の判決の例 (従業員個人に対して)

- 損害賠償 約10億円(2019年・東京地裁)
- 損害賠償 約4億円(2002年・福岡地裁)

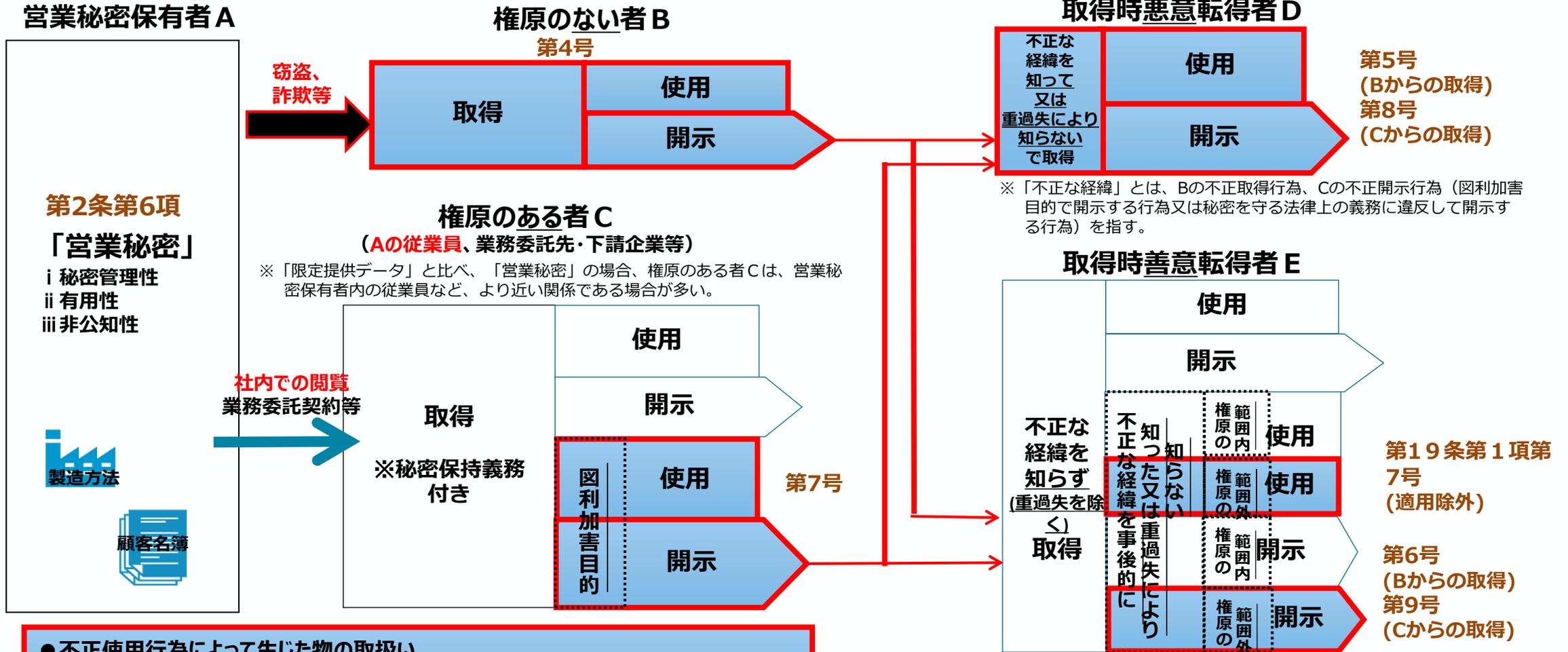


この他、就業規則に基づいて、勤務先から懲戒処分を受ける可能性があります。



営業秘密侵害行為類型 (民事)

不正競争行為の対象 (赤枠) / 不正競争行為の対象外 (青枠)



●不正使用行為によって生じた物の取扱い
 営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡等も、**対象とする。(第10号)**

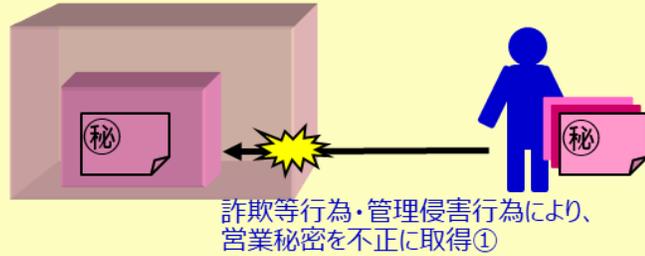
適用除外 (第19条)

- ④～⑨については、その営業秘密が不正取得されたり、不正開示されたりしたものであることについて善意・無重過失で、その営業秘密をライセンス契約などの取引により取得した者が、そのライセンス契約などの範囲内で、その営業秘密を使用・開示する行為には適用されない（取得後に悪意となった場合も含む）。（第19条第1項第7号）
- ⑩については、時効の成立により差止請求ができなくなった営業秘密の使用行為により生じた物には適用されない。（同項第8号）

営業秘密侵害罪の類型 **(刑事)** (第21条第1項、第2項、第4項、第5項) ①

○不正な手段 (詐欺・恐喝・不正アクセスなど) による取得のパターン (21条1項)

(1号) 図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為

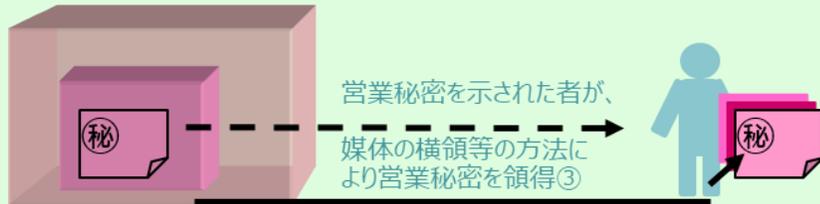


(2号) 不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為

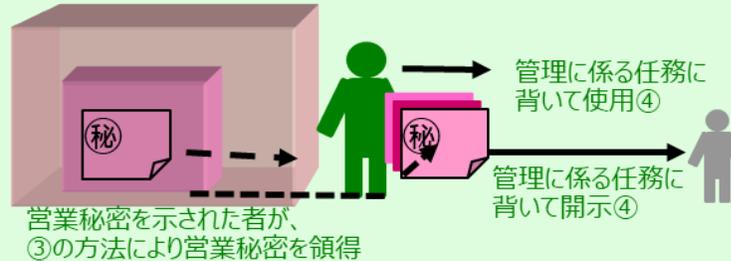


○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン (21条2項)

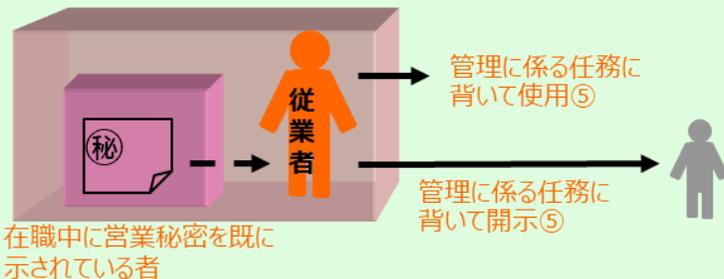
(1号) 営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、(イ) 媒体等の横領、(ロ) 複製の作成、(ハ) 消去義務違反+仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為



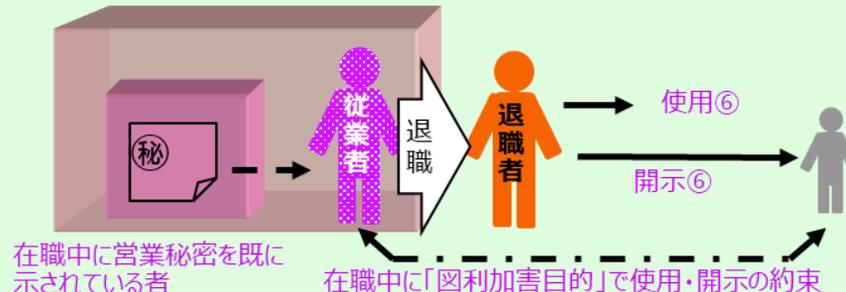
(2号) 営業秘密を保有者から示された者が、第2項第1号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



(3号) 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



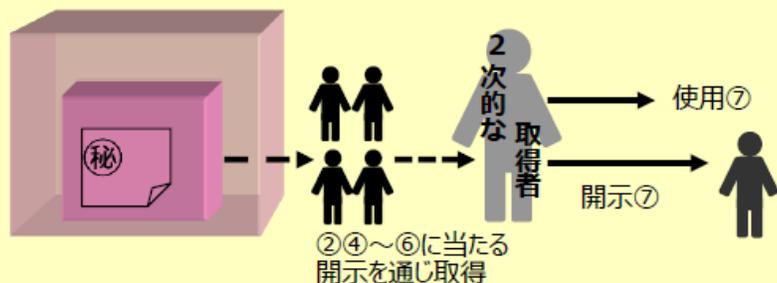
(4号) 営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



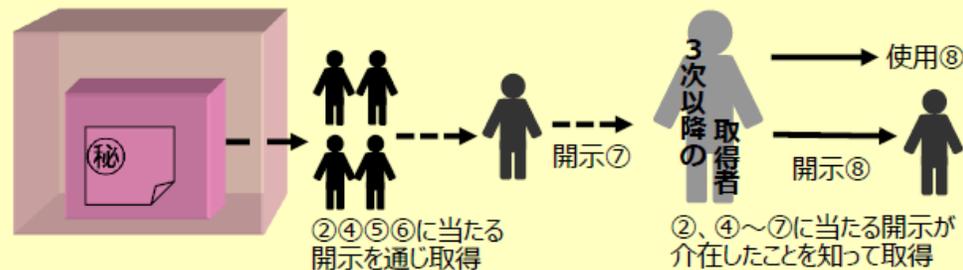
営業秘密侵害罪の類型 (刑事) (第21条第1項、第2項、第4項、第5項) ②

○転得者による使用・開示のパターン (21条1項)

(3号) 図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示 (海外重罰の場合を含む) によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為 (2次的な取得者を対象)



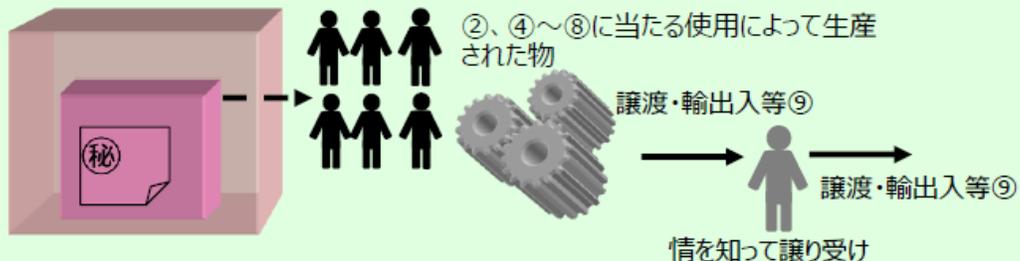
(4号) 図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示 (海外重罰の場合を含む) が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為 (3次以降の取得者をすべて対象)



※3次以降の取得者までの転々流通の過程で善意者が存在したとしても、当該3次以降の取得者が、いずれかの者による「不正な開示」が介在したことを知って取得し、不正使用・開示した場合は、処罰対象となり得る。

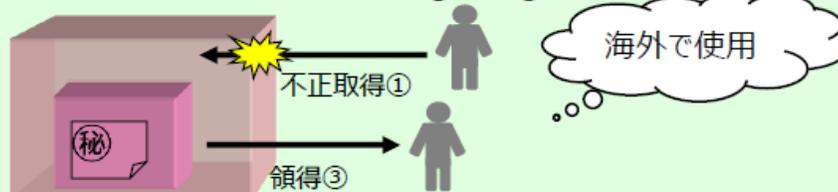
○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン (21条1項、2項)

(1項5号及び2項5号)
図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用 (海外重罰の場合を含む) によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



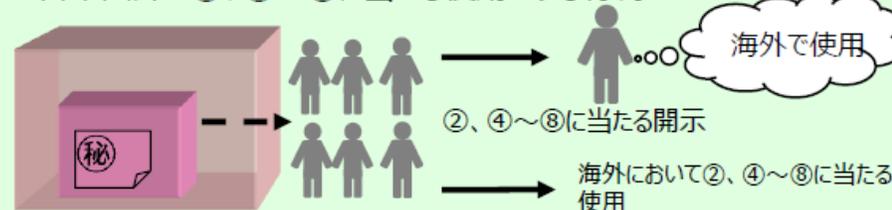
○海外重罰のパターン (21条4項、5項)

(4項1号、5項1号)
日本国外で使用する目的での①又は③の行為



(4項2号、5項2号)
日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

(4項3号、5項3号)
日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為



刑事規定 (第21条第1項、第2項、第4項、第5項)

罰 則：10年以下の拘禁刑若しくは2000万円以下の罰金 (又はこれの併科)
法人両罰は5億円以下の罰金 (第22条第1項第2号)
※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

参考：従業員向けパンフレット「知っておきたい営業秘密」

● 従業員目線で営業秘密についてわかりやすく解説

日々の業務で、実際に営業秘密に接する従業員等にとって

- ① どのような行為が不正競争防止法違反となるのか、
- ② そもそも営業秘密とはどのような情報なのか、
- ③ 普段から気をつけるべきことは何なのか、

といった従業員目線での留意事項の理解に資する啓発資料

【日本語版】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shitteokitai_eigyohimitsu.pdf

【英語版】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/shitteokitai_eigyohimitsu_english.pdf



参考：「不正競争防止法テキスト」

- 全体的に不正競争防止法を知りたい方向けの冊子



目次

I 不正競争防止法の概要	
1. 不正競争防止法の目的	-----06
2. 不正競争防止法の沿革	----- 07
3. 我が国法体系上の位置づけ	----- 09
4. 不正競争防止法の体系（法律の全体構成）	----- 11
5. 不正競争行為類型の概要	-----13
①周知表示混同惹起行為	⑥技術的制限手段無効化装置等の提供行為
②著名表示冒用行為	⑦ドメイン名の不正取得等の行為
③形態模倣商品の提供行為	⑧誤認惹起行為
④営業秘密の侵害	⑨信用毀損行為
⑤限定提供データの不正取得等	⑩代理人等の商標冒用行為
6. 適用除外	----- 52
7. 国際約束に基づく禁止行為の概要	----- 55
8. 民事上の措置の概要	----- 60
9. 刑事上の措置の概要	----- 67
10. 関税法に基づく水際措置の概要	----- 74

※令和5年改正法が施行される前の不正競争防止法についての説明は、「不正競争防止法テキスト2022」をご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/unfaircompetition_textbook2022.pdf

1

【日本語版】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/unfaircompetition_textbook.pdf

【英語版】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/unfaircompetition_textbook_english.pdf

03. 営業秘密管理指針について

前提

営業秘密管理指針とは

● 概要

- 「企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針」として平成15年に策定
- その後、平成27年に全面的改訂
- 最終改訂は平成31年

営業秘密管理指針

平成15年1月30日
(最終改訂：令和7年3月31日)

経済産業省

営業秘密管理指針の位置付け

● 営業秘密管理指針は、事後的な保護が中心

- 営業秘密管理指針は、秘密情報が不正に流出等した際に、裁判所において**事後的**に法的保護を受ける際の営業秘密の定義等に関する考え方を示したもの
- **秘密情報は一度公表されると再び秘密に戻ることはない不可逆的な性質**を有することから、企業にとっては、秘密情報が流出した後の対応だけでなく、秘密情報が流出しないように**事前の対策を講じる必要**

営業秘密管理指針

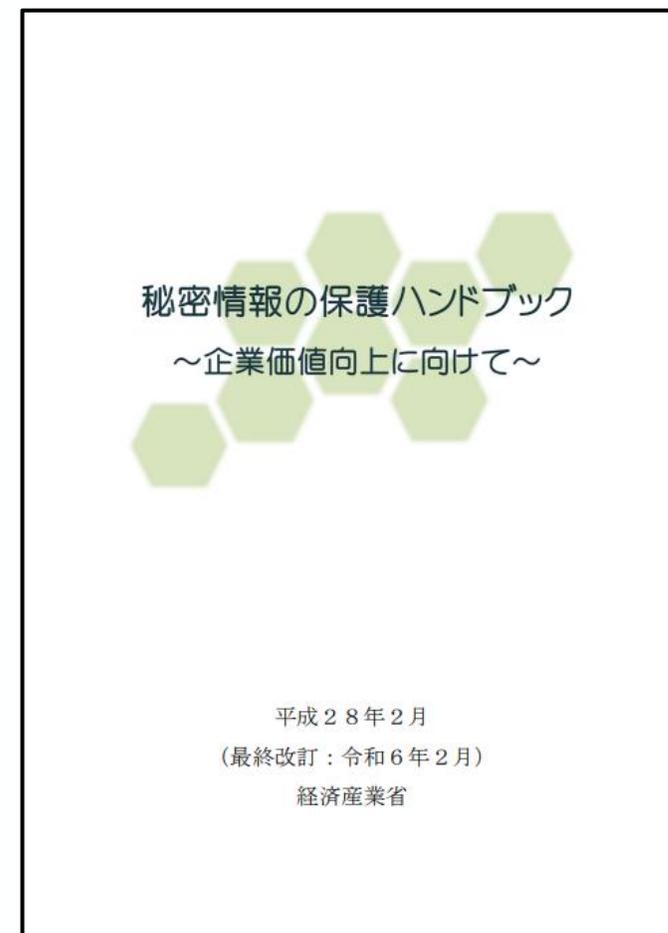
平成15年1月30日
(最終改訂：令和7年3月31日)

経済産業省

秘密情報の保護ハンドブックの位置付け

- 情報漏えい対策は秘密情報の保護ハンドブックがより参考に

- 「秘密情報の保護ハンドブック」は、企業や大学・研究機関などが保有する様々な秘密情報について**情報漏えい対策として有効に考えられる対策や推奨される対策などを包括的・網羅的に紹介**
- 「営業秘密管理指針」と「秘密情報の保護ハンドブック」とは、その位置付けや役割等を意識した上で**適宜使い分ける必要**



「営業秘密管理指針」と「秘密情報の保護ハンドブック」との関係

- 「営業秘密管理指針」は、不正競争防止法により「営業秘密」として法的保護を受けるために必要となる「最低限の水準の対策」を示すもの。
- 「秘密情報の保護ハンドブック」は、企業が保有する「秘密情報」について、法的保護レベルを超えて、情報漏えい対策として有効と考えられる対策や推奨される対策等を包括的・網羅的に紹介するもの。

営業秘密管理指針について

- 法的保護を受けるために必要となる**最低限の水準の対策**を示すものとして策定。
- その後、働く環境・情報管理のあり方等の変化を背景とした営業秘密を取り巻く環境の変化や裁判例の蓄積等を踏まえた改訂を実施。

秘密情報の保護ハンドブック
(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針
(法的保護レベル)

秘密情報の保護ハンドブック

- 法的保護レベルを超えて、**情報漏えい対策として有効と考えられる対策**や、漏えい時に推奨される**包括的対策等**をできる限り収集して**包括的に紹介するもの**として作成。
- より良い漏えい対策を講じたい企業の方々に、企業の実情に応じて対策を取捨選択したり、参考としていただけるよう、**様々な対策を網羅的に掲載**。

令和7年改訂

～総論～

改訂の経緯・目的

- 「営業秘密管理指針」の最終改訂が平成31年1月であり、近時の管理実態や平成31年・令和元年以降の裁判例の蓄積を踏まえ、さらなる明確化を図る必要性が生じている

■ 営業秘密をととりまく「環境の変化」に伴う修正

- **働く環境の変化**（テレワークの普及、雇用の流動化）を踏まえた記載内容の整理・拡充（対従業員管理・対取引先管理の明記など）
- **情報管理方法の変化**（クラウド利用の普及）に伴う記載内容の整理・拡充
- **技術動向**を踏まえた営業秘密管理に関する記載の整理・追加（生成AIとの関係、リバースエンジニアリング、ダークウェブ）

■ 関連する法制度の見直し、裁判の動向を踏まえた修正

- 前回改訂以降の**不正競争防止法改正の動向**（平成30年の限定提供データ制度の導入、令和5年改正での営業秘密との関係の整理）、営業秘密に関連する**裁判の動向**を踏まえた記載の整理・拡充
- **大学・研究機関**も営業秘密の保有者になることの明示

改訂方針

- 従前の考え方を大きく変えるものではない

- 今般の改訂方針としては、従前の考え方を大きく変えるものではなく、**裁判例や学説における考え方を明確化**するもの
- 営業秘密の専門家にとっては、当たり前前のごとが記載されているに過ぎないかもしれないが、不競法を所管する経済産業省が公表する本指針にその考え方を記載することは、**わかりやすさという意味で一定の意義**がある

主な改訂項目

- ① 秘密管理性等の営業秘密の三要件の解釈に係る民事上の措置・刑事罰との関係を明確化
- ② 営業秘密以外の情報の保護について、限定提供データも含めて整理
- ③ 本指針の対象となる「事業者」の範囲について、裁判例等を踏まえ明確化
- ④ 営業秘密の三要件に関するさらなる明確化

大学・研究機関など企業以外の組織における情報管理との関係

● 改訂内容（6頁）

○（大学・研究機関など企業以外の組織における情報管理との関係）

- ・ 本指針では、「企業」、「従業員」などといった民間企業を念頭に置いた記載となっているが、その内容は大学・研究機関における営業秘密の管理・保護においても十分に当てはまるものである。
- ・ 貴重な研究成果は、大学・研究機関にとって民間企業におけるものと同様に秘密として管理することで価値を有するものもあり、不正競争防止法が対象とする「営業秘密」に該当する情報となる⁸。このため、大学・研究機関が「営業秘密」を保有することは十分にあり得る。
- ・ 実際、不正競争防止法において、「事業者」として大学が対象に含まれることを前提とした裁判例も存在しており⁹、また、研究機関に勤務する研究員による営業秘密に該当するとされる情報の持ち出し（外部への漏えい）が、不正競争防止法違反として問題となった事例も起きている。よって、本指針における対象者の範囲として、大学・研究機関についても該当し得ると考えられる。

⁸ 大学・研究機関が保有する情報のうち、例えば共同研究の相手先の民間企業から提供を受けた外部の秘密情報だけでなく、大学・研究機関が生み出し、保有している研究・実験データなども不正競争防止法が対象とする「営業秘密」に該当する情報となる。

⁹ 東京地判平成13年7月19日判時1815号148頁

大学・研究機関など企業以外の組織における情報管理との関係

● 改訂趣旨

- 従来から、大学・研究機関も本指針の対象であった
 - 貴重な研究成果は、大学・研究機関にとっても民間企業と同様に秘密として管理することで価値を有するものがある
 - 不競法において「事業者」として大学が対象に含まれることを前提とした裁判例も存在している
- しかし・・・本指針は「企業」や「従業員」などといった民間企業を念頭に置いた記載となっている



大学・研究機関についても該当し得ることを明確化した

秘密管理性

秘密管理措置の程度～合理的区分に関する記載～

● 改訂内容（10頁）

○（合理的区分）

~~秘密管理措置は、対象情報（営業秘密）の一般情報（営業秘密ではない情報）からの合理的区分と当該対象情報について営業秘密であることを明らかにする措置とで構成される。~~

~~合理的区分とは、企業の秘密管理意思の対象（従業員にとっての認識の対象）を従業員に対して相当程度明確にする観点から、営業秘密が、情報の性質、選択された媒体、機密性の高低、情報量等に応じて、一般情報と合理的に区分されることをいう。~~

~~※注 営業秘密保有企業が営業秘密たる情報のみを保有し、営業秘密たる情報以外の情報を保有しないことは考えにくいため、秘密管理措置の一環として、合理的区分が必要となることが通常である。~~

~~この合理的区分とは、情報が化体した媒体について、例えば、紙の1枚1枚、電子ファイルの1ファイル毎に営業秘密であるか一般情報であるかの表示等を求めるものではなく、企業における、その規模、業態等に即した媒体の通常の方法に即して、営業秘密である情報を含む（一般情報と混在することもありうる。）のか、一般情報のみで構成されるものであるか否かを従業員が判別できればよい（※）。~~

~~※注 紙であればファイル、電子媒体であれば社内LAN上のフォルダなどアクセス権の同一性に着目した管理がなされることが典型的であるが、業態によっては、書庫に社外秘文書（アクセス権は文書によって異なる）が一括して保存されるケースも存在し、そのような管理も合理的区分として許容される¹⁵。ただし、「職務上知り得た情報全て」「事務所内の資料全て」といった形で秘密表示等を行っているにもかかわらず、情報の内容から当然に一般情報であると従業員が認識する情報が著しく多く含まれる場合には、下記留意事項に記載した「秘密管理措置の形骸化」と評価されることもありうる。~~

¹⁵ ~~このほか、特許出願を行う部署などの一部署を入室制限付きの執務室とし、当該執務室の情報は全てが営業秘密であるとの取扱いが考えられる。~~

秘密管理措置の程度～合理的区分に関する記載～

● 改訂趣旨

- 改訂前指針の記載は、「（合理的区分）」・「（その他の秘密管理措置）」という見出しの構成となっていたとともに、「合理的区分に加えて必要となる秘密管理措置としては」という記載がされていた
 - （合理的区分）
（略）
 - （その他の秘密管理措置）
 - 合理的区分に加えて必要となる秘密管理措置としては、（略）
（「[営業秘密管理指針](#)」（平成31年版）7頁～8頁）
- これらの記載は、公知情報フォルダと非公知情報フォルダというようにフォルダを分けて管理するという分別管理（合理的区分）だけでなく、**それに加えてさらに秘密管理措置が行われていなければ秘密管理性が肯定されないといった誤解**を与えてしまっているおそれがあった

秘密管理措置の程度～合理的区分に関する記載～

● 改訂趣旨

- もっとも…
 - ✓ 秘密情報と他の情報との分別管理は、あくまで秘密管理措置を判断するための一要素に過ぎないと考えられる
 - ✓ クラウドストレージに秘密情報を保存する場合、アクセス権者を適切に制限していたとしても、クラウドストレージサービスによっては、公知情報フォルダと非公知情報フォルダといったように、クラウドストレージ内でフォルダを分けることができないときがある



「秘密管理措置の程度」の中に、分別管理（合理的区分）を含めた考え方を記載

生成AIにおける秘密管理性の考え方

● 改訂内容（18頁）

※注2 管理単位 C で秘密管理されている情報 α を生成 AI に利用していた場合であって²⁴、その後、管理単位 C で当該生成 AI から当該情報 α が AI 生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報 α が管理単位 C で秘密管理されているのであれば、管理単位 C で当該情報 α が生成・出力されたことの一事をもって、管理単位 C における秘密管理性が否定されることはないと考えられる²⁵。また、管理単位 D で当該生成 AI から当該情報 α が AI 生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報 α が管理単位 C で秘密管理されているのであれば、管理単位 D で当該情報 α が生成・出力されたことの一事をもって、管理単位 C における秘密管理性が否定されることはないと考えられる。

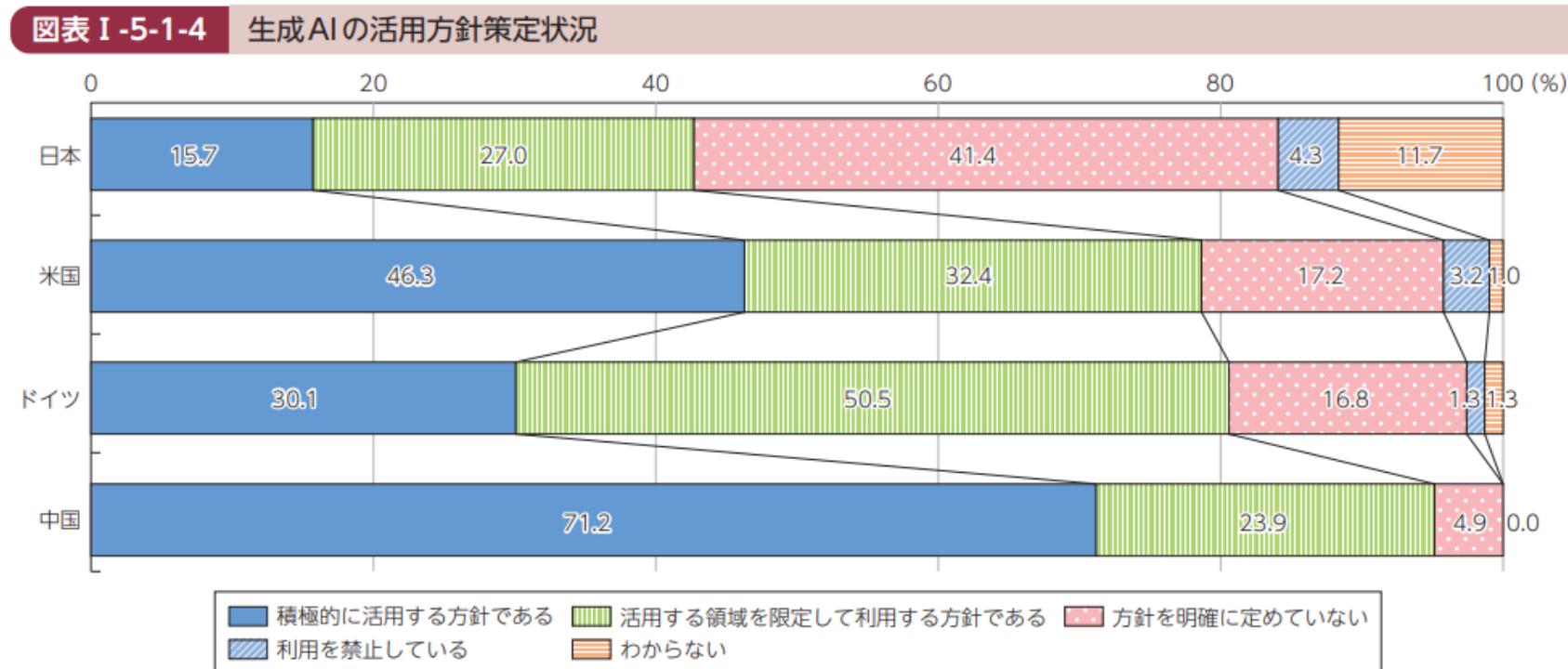
²⁴ 例えば、AI の開発・学習段階において、学習用データを学習に利用して AI（学習済みモデル）を開発する場合などが想定される。

²⁵ ただし、当該企業にとどまらず、当該情報 α が当該企業以外の第三者（例えば、生成 AI 提供事業者等）に提供される場合は、秘密管理性が否定される場合もあり得る。

生成AIにおける秘密管理性の考え方

● 改訂趣旨

- 近時、生成AIが登場し、既に企業では積極的に活用している企業も見受けられる



出典：総務省「情報通信白書（2024）」69頁

生成AIにおける秘密管理性の考え方

● 改訂趣旨

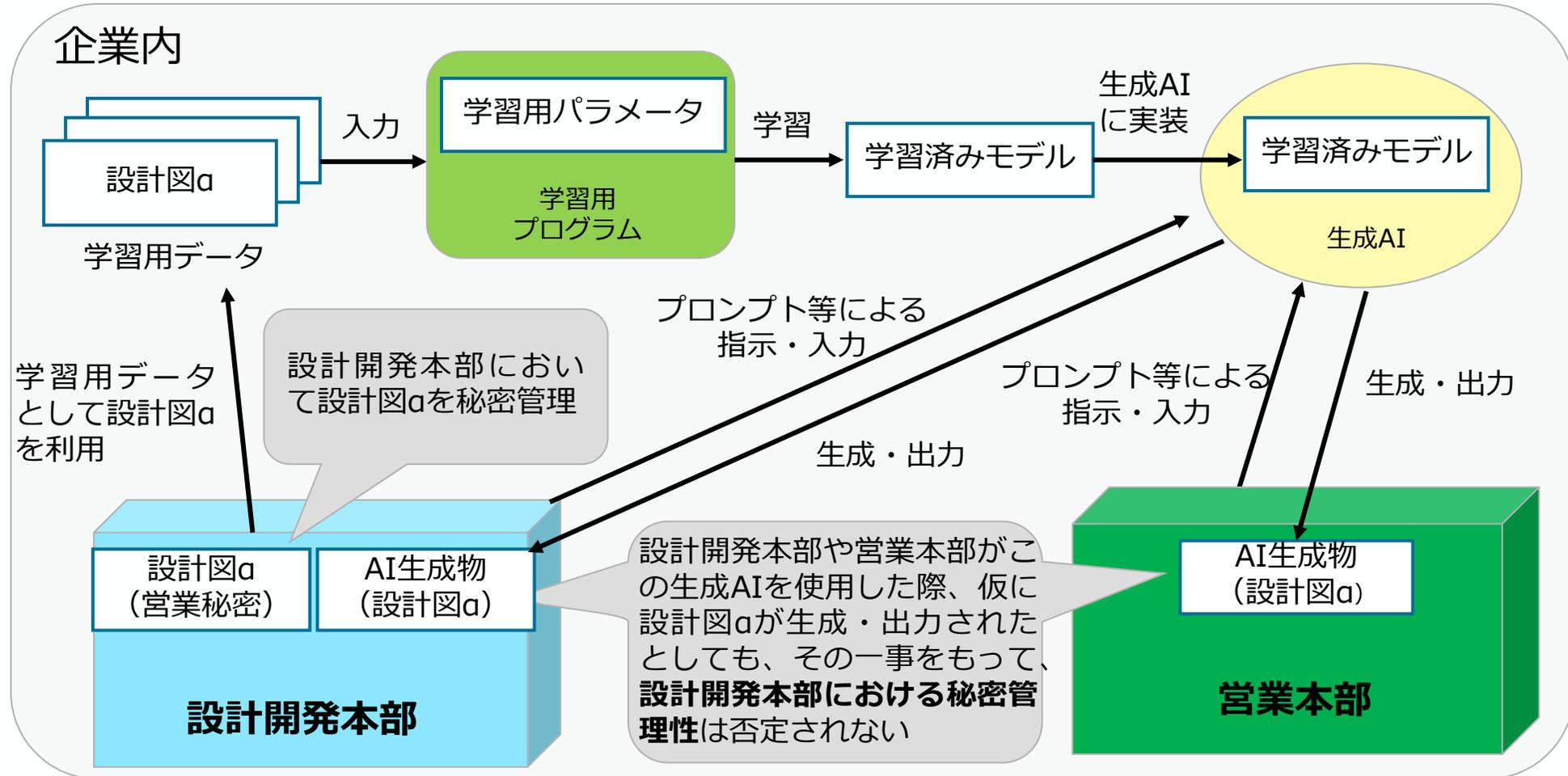
- 改訂前指針では、生成AIにおける秘密管理性について特段言及していない



「管理単位Cで秘密管理されている情報aを生成AIに利用していた場合であって、その後、管理単位Cで当該生成AIから当該情報aがAI生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報aが管理単位Cで秘密管理されているのであれば、管理単位Cで当該情報aが生成・出力されたことの一事をもって、管理単位Cにおける秘密管理性が否定されることはないと考えられる。また、管理単位Dで該生成AIから当該情報aがAI生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報aが管理単位Cで秘密管理されているのであれば、管理単位Dで当該情報aが生成・出力されたことの一事をもって、管理単位Cにおける秘密管理性が否定されることはないと考えられる。」との記載を追記

具体例～設計開発本部で生成AIを利用していた場合～

● 参考



具体例～設計開発本部で生成AIを利用していた場合～

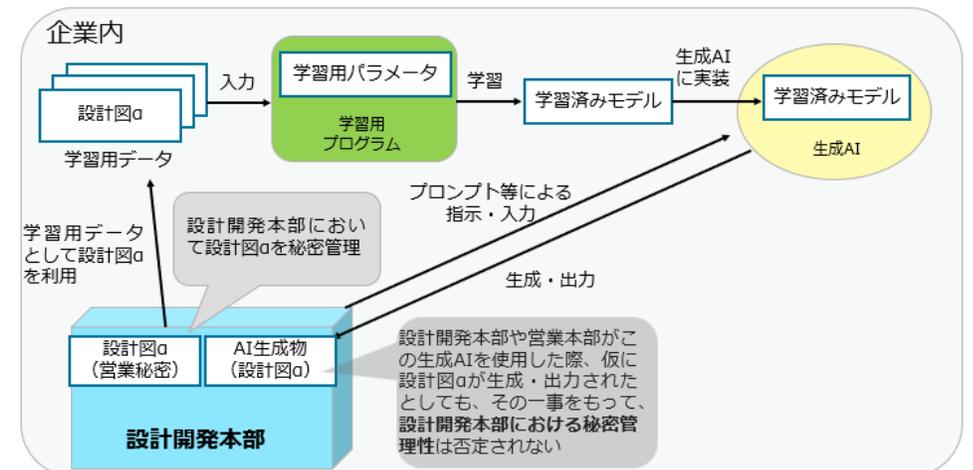
● 設計開発本部で生成AIを利用していた場合

- 設計開発本部で秘密管理されている設計図aを生成AIに利用していた
- その後、設計開発本部で、当該生成AIから当該設計図aがAI生成物として生成・出力されることがあった



当該設計図aが設計開発本部で秘密管理されているのであれば、**当該設計図aが生成・出力されたことの一事をもって、設計開発本部における秘密管理性が否定されることはない**と考えられる

※設計図aについて、設計開発本部で秘密管理されていることが前提



具体例～設計開発本部で生成AIを利用していた場合～

● 設計開発本部で生成AIを利用していた場合

■ 生成AI：

- 自社独自に開発された生成AIだけでなく、AIサービスの提供者から提供を受けた生成AIも含まれる

■ 生成AIに利用：

- 例えば・・・
 - AIの開発・学習段階において、学習用データを学習に利用してAI（学習済みモデル）を開発する場合等
 - LoRA（Low-Rank Adaptation）やRAG（Retrieval-Augmented Generation）による利用等

具体例～生成AIを広く社内で使用していた場合～

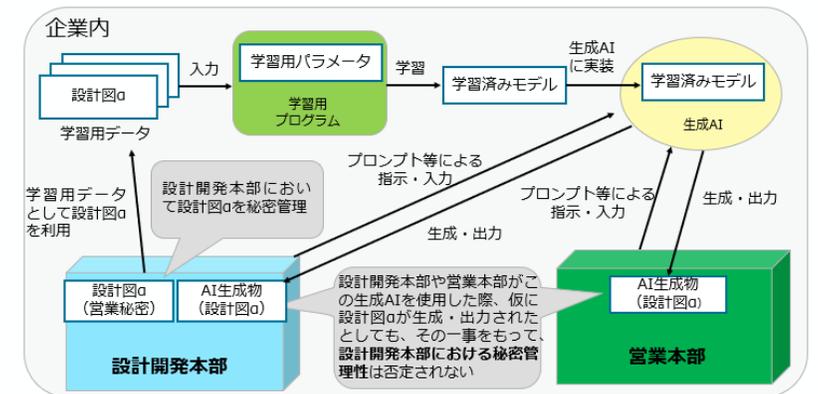
● 生成AIを広く社内で使用していた場合

- 営業本部も当該生成AIを使用
- その後、営業本部で、当該生成AIから当該設計図aがAI生成物として生成・出力されることがあった



当該設計図aが設計開発本部で秘密管理されているのであれば、**当該設計図aが営業本部で生成・出力されたことの一事をもって、設計開発本部における秘密管理性が否定されることはないと考えられる**

※設計図aについて、設計開発本部で秘密管理されていることが前提



具体例～生成AIを広く社内で使用していた場合～

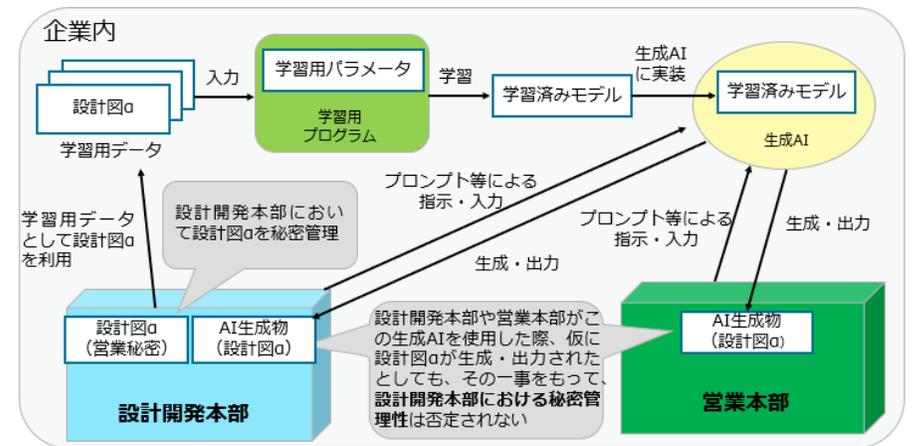
● 生成AIを広く社内で使用していた場合

◆ 非公知性との関係：

- ✓ 営業本部が当該生成AIを使用し、当該営業本部で当該設計図aが生成・出力され、その後、**当該設計図aを営業資料に掲載して不特定多数の第三者に交付する等**していた場合、その結果、**非公知性が否定される可能性**があることに注意が必要

◆ 営業本部の従業員との関係：

- ✓ **当該設計図aの情報の重要性が、設計開発本部だけでなく営業本部においても認められ、就業規則等による規範的な管理措置がなされているのであれば、営業本部の従業員との関係でも、秘密管理性が否定されることはないと考えられる**



非公知性について

ダークウェブに流出した情報

● 改訂内容（22頁）

~~（4）なお、○（ダークウェブに公表された場合）~~

- ~~・ 第三者からのハッキング等により営業秘密が、ダークウェブ³²に公表されたとしても、その一事をもって直ちに非公知性が喪失するわけではない。~~

³² ここでいうダークウェブとは、一般的な方法ではアクセスできず、また検索エンジンで見つけることも不可能な Web サイトの総称を指す。

ダークウェブに流出した情報

● 改訂趣旨

- 近時、ランサムウェアによる攻撃を企業が受け、**当該企業の営業秘密がダークウェブ上に流出するといった事案**が生じている
- 営業秘密における非公知性要件の趣旨
 - 一般に知られているか容易に知り得る情報に保護を与えると、保護対象となる情報とそれ以外の情報との区別が不明確となり、**行為者の予測可能性**を害すること
 - 一般に知られておらず、同業者も容易に知り得ない情報には、**競争上の優位性**が認められ、法的保護に値すること

ダークウェブに流出した情報

● 改訂趣旨

- ダークウェブとは、一般的な方法ではアクセスできず、また検索エンジンで見つけることも不可能なWebサイトの総称
- 仮にそのようなダークウェブ上に営業秘密が公表されたとしても、必ずしも行為者の予測可能性を害するとはいえず、また競争上の優位性は直ちに失われない



営業秘密における非公知性要件の趣旨が妥当するため、第三者からのハッキング等により不正取得された営業秘密が、その後**ダークウェブ上に公表されたとしても、その一事をもって直ちに非公知性が喪失しない**と考えられる

参考：前掲・山根「不正競争防止法における営業秘密の保護要件—趣旨および問題となる類型の検討—」34頁

ダークウェブに流出した情報

● 補足

- ◆ダークウェブからさらに当該営業秘密が流出して、一般的な方法でアクセス可能なWebサイト等に当該営業秘密が公表されたとすれば、その段階において当該情報の非公知性が失われる可能性

ご清聴ありがとうございました

ご質問等がございましたら、以下の連絡先までご連絡ください

kurokawa-naoki@meti.go.jp